

(仮称) 白石越河風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 8 月

AR 風力発電株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
公告の日.....	1
公告の方法.....	1
縦覧場所.....	2
縦覧期間.....	2
縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	3
公告の日及び公告方法.....	3
開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	4
意見書の提出期間.....	4
意見書の提出方法.....	4
意見書の提出状況.....	4
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

公告の日

令和3年6月24日（木）

公告の方法

①日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和3年6月24日（木）付 毎日新聞社、河北新報の全県版（別紙1参照）

※令和3年7月4日（日）～7月10日（土）に開催する説明会についての公告を含む。

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報紙に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報しろいし（別紙2参照）

※令和3年7月4日（日）～7月10日（土）に開催する説明会についての公告を含む。

③インターネットによるお知らせ

令和3年6月24日（木）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・宮城県のウェブサイト（別紙3参照）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/shiroishikosugou-zyunnbisyo.html>

- ・白石市のウェブサイト（別紙4参照）

<https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/18/13222.html>

縦覧場所

関係自治体庁舎の計2箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・宮城県庁環境生活部環境対策課
(宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号)
- ・白石市役所市民経済部市民生活課
(宮城県白石市大手町1番1号)

②インターネットの利用による縦覧

- ・AR風力発電株式会社 ホームページ (別紙5参照)
<https://www.ar-windenergy.com/>

縦覧期間

令和3年6月24日(木)から令和3年8月10日(火)までの土・日・祝日を除く開庁時

※法定の縦覧期間(1ヶ月間)に加え、自主的に意見書の提出期間まで準備書を閲覧可能な状態とした。また、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

縦覧者数

縦覧者数(意見書箱への投函者数)は2名であった。

(内訳) 宮城県庁	1名	※意見なし
白石市役所	1名	

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1 及び別紙 2 参照)

開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和 3 年 7 月 4 日（日）10:00～11:30
- ・ 開催場所：白石市中央公民館
(宮城県白石市寺屋敷前 25-6)
- ・ 来場者数：3 名

- ・ 開催日時：令和 3 年 7 月 4 日（日）14:00～15:30
- ・ 開催場所：越河公民館
(宮城県白石市超河五賀南原 2-1)
- ・ 来場者数：12 名

- ・ 開催日時：令和 3 年 7 月 9 日（金）18:00～19:30
- ・ 開催場所：大平公民館
(宮城県白石市大平中目壺丁田 7)
- ・ 来場者数：10 名

- ・ 開催日時：令和 3 年 7 月 10 日（土）10:00～11:30
- ・ 開催場所：斎川公民館
(宮城県白石市斎川新町尻 31)
- ・ 来場者数：11 名

- ・ 開催日時：令和 3 年 7 月 10 日（土）14:00～15:30
- ・ 開催場所：小原公民館
(宮城県白石市小原中北前田 3-2)
- ・ 来場者数：14 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(別紙 6、別紙 7 参照)

意見書の提出期間

令和 3 年 6 月 24 日 (木) から令和 3 年 8 月 10 日 (火) まで

※郵送の受付は当日消印まで有効とした。

意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②AR 風力発電株式会社への書面の郵送

意見書の提出状況

合計 4 名の方から、3 通の意見書が提出された。

なお、意見の総数は 29 件であり、その内訳は以下の通り。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条及び第19条に基づく、準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者「合同会社白石越河風力」及び委託先「日本気象協会」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	意見書の内容は、要約せず全文公開いたします。また、順番を並び替えず、それぞれの意見に対して見解を記載させていただきます。
2	■2. 本準備書のコウモリ類の予測には誤りがある。<u>カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）が3m/s ならば、「風速 3m/s」からコウモリが死ぬ危険性がある</u> ①P608「図 10. 1. 4-9 各グループにおけるコウモリの風速別出現頻度 (MT1 (50m))」の「カットイン風速」の赤線は、「風速 3m/s と 4m/s の間」を示している。しかし「カットイン風速が 3m/s」ならば、風速 3m/s においてブレードは回転しているので、赤線は「風速 2m/s と 3m/s の間」に引かないといけない。	カットイン風速とは風車が利用可能な動力を生むハブ高さにおける最小の風速であり、定格風速（風車の定格出力が発生するハブ高さにおける規定の風速）に至るまで徐々に回転速度が上がってきます。そのため、本図書においては、3m/s 以下の区切りで整理いたしました。
3	②同様に、P736、P737 の予測に記載しているコウモリの出現回数についても、「カットイン風速 3m/s 以下（風速 3m/s を含む数）」ではなく、「カットイン風速 3m/s 未満（風速 3m/s を含まない数）」の数を再度カウントすること。	カットイン風速 3m/s 未満における高度 50m における観測数は以下のとおりとなります。 10～30kHz : 1,160 回 (42.4%) 30～60kHz : 418 回 (48.6%)
4	■3. 本準備書のコウモリ類の予測の前提条件として、<u>カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満でブレードを完全に停止させる</u>、ことが明記されていない P736「コウモリ目の一種 (20～25kHz) のブレード等への接近・接触」をみると、「音声モニタリング調査より、10～30kHz 帯のコウモリ類の風速 3m/s 以下における確認頻度が MT1 の約 58%であり、本事業で採用する風力発電機におけるカットイン風速が 3m/s であり、全体の 50%程度に対する影響を低減できるものと予測する」とある。 ①「カットイン風速 3m/s 未満ではブレードが完全停止すること」を予測の前提条件に明記すること。	今後の事後調査結果を踏まえ、カットイン風速未満（遊転時）における影響が示唆された場合には、専門家等の意見も踏まえフェザリングを行うことも検討いたします。
5	②「50%程度の影響を低減した」とあるが、<u>残り 42%の影響を低減しない根拠</u>を述べること。	音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の半分程度となっており、現時点で一定程度衝突リスクの低減が図られているものと考えております。さらなる保全措置については、事後調査の結果を踏まえて、適切に検討してまいります。
6	■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満にブレードは一切回転（遊転）しないのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	カットイン風速未満であってもブレードは遊転します。
7	■5. 上記質問に対し、「本事業で採用する風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満ではブレードは（ブレーキをかけず一定時間）遊転し、発電時のように回転しません」と回答するかも	カットイン風速未満でのブレード遊転時の回転速度は、風速の変動により、おおよそ 1～3rpm 程度となります。また風速に応じたアイドリング状態での回転のため、停止までにかかる時間は特に表しておりません。

	しれない。 その場合は、「遊転時の回転速度（rpm）」と「遊転開始からブレードが完全に停止までにかかる時間」を明記したうえで、「カットイン風速未満の遊転時にパットストライクが発生しない」根拠を示すこと。	今後の事後調査結果を踏まえ、遊転時における影響が示唆された場合には、専門家等の意見も踏まえ、対策を検討いたします。
8	■6. 本事業では、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実施するのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	カットイン風速未満では、フェザリング状態でブレードは遊転します。
9	■7. 本事業では、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	型式認証の仕様に関わります為、任意変更は出来ません。
10	■8. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）以上の風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	制御指令によりフェザリング（ブレードは遊転します）は実行可能です。またメンテナンス時等には、事故防止のためブレードが回転しないように手動停止させます。
11	■9. 「3m/s 以上」の保全措置を述べよ P736「コウモリ目の一種（20~25kHz）のブレード等への接近・接触」をみると、「音声モニタリング調査より、10~30kHz 帯のコウモリ類の風速 3m/s 以下における確認頻度が MT1 の約 58%であり、本事業で採用する風力発電機におけるカットイン風速が 3m/s であり、全体の 50%程度に対する影響を低減できるものと予測する」とある。 ①カットイン風速 3m/s 以上の「残り 42%」の影響は残ったまま、である。	音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の半分程度となっており、現時点で一定程度衝突リスクの低減が図られているものと考えております。さらなる保全措置については、事後調査の結果を踏まえて、適切に検討してまいります。
12	②上記■7、■8の仕様を踏まえて、「残り 42%の影響」に対し事業者が『できる限りの保全措置』を実施しないのは不正である。	音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の半分程度となっており、現時点で一定程度衝突リスクの低減が図られているものと考えております。さらなる保全措置については、事後調査の結果を踏まえて、適切に検討してまいります。
13	③P599「図 10.1.4-4 調査日ごとの通過事例数（MT1（高度 50m）10~30kHz）」をみると 5 月、6 月、7 月、9 月及び 10 月にそれぞれ 100 例以上の出現があるので、この期間に『できる限りの保全措置』を実施しないのは不正である。	音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の半分程度となっており、現時点で一定程度衝突リスクの低減が図られているものと考えております。さらなる保全措置については、事後調査の結果を踏まえて、適切に検討してまいります。
14	④稼働制限は、風力発電機基数の半数で実施し、保全措置の効果を事後調査で確認すること。	音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の半分程度となっており、現時点で一定程度衝突リスクの低減が図られているものと考えております。さらなる保全措置については、事後調査の結果を踏まえて、適切に検討してまいります。
15	■10. コウモリ類の死骸探索の調査頻度について ①コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている※1。 ②ヨーロッパのガイドラインによれば、コウモリ類の死骸探索は、1 基あたり 3 日に 1 回（2 日おきに回る）の頻度で行うことが推奨されている※2。 ③上記ガイドラインには死骸探索調査は日の出 1 時間後より開始することが推奨されている※2。 ※1 平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風	今後の事後調査結果を踏まえ、適宜調査の頻度を高めることや 1 回あたりの調査日数を増やす等、適切に検討いたします。

	力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書) P 213. NEDO, 2018. ※2「風力発電事業におけるコウモリ煩への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (http://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	
16	■11. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること 国内事例によればバットストライクは春季（4 月）※1 や秋季（10 月下旬）※2 にも確認されている。よって、コウモリ類の死骸探索調査は、『4 月から 11 月まで徹底的に実施』すること。 ※1「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※2「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）	今後の事後調査結果を踏まえ、適宜調査の頻度を高めることや 1 回あたりの調査日数を増やす等、適切に検討いたします。
17	■12. コウモリ類の死骸探索調査について 2 前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に 2 回とし、あと 2 回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。仮に、定期点検者が「点検のついで」に調査を行うのであれば（定期点検のついでにコウモリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろうが）、「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。	死骸探索調査については、経験をつんだ調査員が対応するよう努めてまいります。
18	■13. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体はセミくらいの大きさで、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定 1 級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。	死骸探索調査については、経験をつんだ調査員が対応するよう努めてまいります。
19	■14. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (http://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	ナセルでの音声モニタリング調査については、バットストライクに係る事後調査の結果を踏まえ、実施を検討いたします。
20	■15. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者が選定し、謝金も事業者が支払うので、買収される可能性が高い。	音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の半分程度となっており、現時点で一定程度衝突リスクの低減が図られているものと考えております。さらなる保全措置については、事後調査の結果を踏まえて、適切に検討してまいります。

	④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	
--	---	--

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(2)

No.	意見の概要	事業者の見解
21	1. クマタカの年間予測衝突数について、風力発電機 T2 において高い数値が示されている。しかし、貴社は、風力発電機付近には迂回可能な空間が確保されており、ブレードへの接触の可能性は低減されていると予測している。風力発電機 T2 付近で数値が高いのは、この場所にクマタカにとって好適な生息環境があるためと考えられる。クマタカが風力発電機を迂回して飛行するかどうかについては科学的な証拠がある訳ではなく、貴社の「迂回可能な空間が確保されており、ブレードへの接触の可能性は低減されている」という評価は不適切であると言わざるを得ない。クマタカのバードストライクを回避するためには、設置位置の変更を検討すべきである。	風力発電機 T2 付近の斜面を利用した旋回上昇等の飛翔が確認されており、それに起因して、250m メッシュで区切った場合に衝突リスクが高い場所として抽出されております。評価書においては、さらなる影響低減に向け、風力発電機の配置を変更することや、衝突リスク低減のためブレード等の視認性をあげる措置を講じるなどの検討をおこなってまいります。
22	2. 貴社は、クマタカの衝突回数に関する既存の知見がほとんどないため予測には不確実性が伴うとしており、バードストライクの影響を確認するために事後調査を行い、状況に応じた環境保全処置を講じるとしている。そこで、事後調査は死骸調査に加え、クマタカに限らず事前の影響評価と同様に鳥類相や空間飛翔に関する調査を対象事業実施区域内とその周辺で行っていただきたい。	ご指摘を踏まえ、事後調査として、風力発電機周辺における鳥類相等の調査を行うことを検討いたします。評価書において適切に記載いたします。
23	3. 事後調査における死骸探索調査において、死骸はそれを持ち去る動物がいること、調査地が樹林地となった場合、死骸探索調査には困難性が伴うことなどから、バードストライクの発生の有無等の評価が過少となりやすい。死骸の持ち去り率や見落とし率、発見率等を用いた適切な死骸調査方法を実施していただきたい。 また、事後調査は安全性の確保から積雪期を除くとしているが、事業地は尾根筋にあり、降雪があっても雪が融けるのは早く、積雪量は多くない。安全性の確保は重要であるが、積雪期を除くことはせず、積雪があった際には調査を延期するなどし、年間を通した事後調査を実施していただきたい。	事後調査における死骸探索調査については、死骸を持ち去る動物等を考慮し 1 回/週以上としております。今後の事後調査結果を踏まえ、頻度の見直しや自動撮影装置の設置などより適切な調査方法を検討してまいります。 積雪期については、ご指摘のとおり雪解けが早く風力発電機まで安全にアプローチ可能であれば、適切に死骸調査を実施してまいります。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(3)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	1. 初めに、7月10日斎川地区説明会に於ける質問に対し、丁寧なる回答、説明を頂き感謝しております。 2. 然し新たな質問もあり、重複事項も含め、再度意見を別紙の通り提出しますので、検討、回答願います。	ご質問につきまして、以下のとおり回答いたします。
25	1 初期段階で「国内企業と合弁企業を検討しては」と提言した者としては紆余曲折は有ったもの、今回の「東北電力」との合同企業化は歓迎すべきと考えております。然し親会社の「アカシア」「ARWE」新企業の「白石越河風力」等の上場は考えにくく、関連企業の中で東北電力のみが公開されておりこれを窓口にならざるも経営、財務内容が可視化可能になると思います。それには合同企業内での東北電力が①投資金額、②議決権が大きく関係するのでその比率を明示願いたい。	2020年5月21日に、AR風力発電株式会社（当時は会社分割前のアカシア・リニューアブルズ株式会社）と東北電力株式会社は、事業化に向けた共同開発を進めることで合意し、共同開発契約を締結したことを発表いたしました。現在は本事業の事業化に向けた検討を進めるため、共同で計画設計や環境影響評価に関連する様々な調査を実施しています。 現時点で、出資金額および比率等は未決定であり、開示できる情報はございません。
26	2 当初計画より①合同（対テクノ）→解消②分離、合同（対東北電力）等を行っているが、既存工事及び採取データ等で問題が発生した場合、責任、保障等はどの様に対処するのか明示願いたい。	2019年11月に環境影響評価書方法書において対象事業実施区域が重なっている事業の事業者である株式会社テクノシステムと、本事業（（仮称）白石越河風力発電事業）を共同開発することで合意したことを発表いたしました。現時点で当該事業者が事実上の営業停止状態であり、共同開発を進めるような状況にはありません。現在、合同会社白石越河風力の代表社員であるAR風力発電株式会社が主体的に事業開発を進めております。 着工時点、また営業運転開始からのFIT事業期間の20年間においては、その時点における事業主体が責任、補償を負います。
27	3 貴社（アカシア）日本国内第一号の「いわき東野」が廃止とのHP表示があったが何が原因なのか教えて欲しい。	風況観測により想定していたほど風況が良くないこと、事業計画地の広い範囲で真砂土が確認されたことから、風力発電機の配置計画を大きく削減しました。また、近接する他事業の風力発電機配置が主風方向にあることから、この影響もあり、想定していた事業性が担保できないことから、事業を廃止いたしました。
28	4 騒音測定データの内、施設稼働後の騒音レベル予測値、増加分で騒音5、6を比較した場合、距離が長い6の方が増加分が大きい。此の原因は何なのか、専門家の意見を聞きたい。	騒音5及び騒音6の風力発電機の寄与値を比較したところ、両地点とも36デシベルになります。残留騒音からの増加分については、残留騒音が小さければ、増加分が大きくなるといった、相対的な値となるため、距離の長い（風力発電機からの距離が遠い）騒音6の方が増加分が大きくなる予測となっております。
29	5 景観予測画像はイメージしやすくありがたいが中間地からの画像がないので是非とも5、6区内国道4号線付近からの予想画像を作成、提示願いたい。	国道4号線付近からのフォトモンタージュを作成し、提示いたします。

○日刊新聞紙による公告

毎日新聞社（令和3年6月24日（木））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)白石越河風力発電事業
環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 合同会社白石越河風力
代表者の氏名 代表社員 AR 風力発電株式会社
職務執行者 シェフリー・リー
事務所の所在地 東京都千代田区紀尾井町四番一号
ニューオータニガーデンコート
二、対象事業の名称 (仮称)白石越河風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大三万八千四百キロワット
三、対象事業実施区域 宮城県白石市
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 宮城県白石市
宮城県庁環境生活部環境対策課
白石市役所市民経済部市民生活課
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
五、縦覧の場所・時間 宮城県白石市
宮城県庁環境生活部環境対策課
白石市役所市民経済部市民生活課
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
電子縦覧 <https://www.ar-windenergy.com/>
期間 令和三年六月二十四日(木)から
令和三年七月二十七日(火)まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の
見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見
(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けて
おります意見書箱にご投函くださるか、令和三年八月十日
(火)までに問い合せ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、白石市中央公民館(宮城県白石市寺屋敷前二五・六)
七月四日(日)午前十時より

二、越河公民館(宮城県白石市越河五賀南原二・一)
七月四日(日)午後二時より

三、大平公民館(宮城県白石市大平中目巻丁田七)
七月九日(金)午後六時より

四、斎川公民館(宮城県白石市斎川新町尻三二)
七月十日(土)午前十時より

五、小原公民館(宮城県白石市小原中北前田三二)
七月十日(土)午後二時より

八、問い合せ先 合同会社白石越河風力
〒一〇二・〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町四番一号
ニューオータニガーデンコート
電話〇三(三三三)五九六九 担当 片桐、岡部

河北新報（令和3年6月24日（木））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)白石越河風力発電事業
環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催します。

令和三年六月二十四日

一、事業者の名称 合同会社白石越河風力
代表者の氏名 代表社員 AR 風力発電株式会社
職務執行者 シェフリー・リー
事務所の所在地 東京都千代田区紀尾井町四番一号
ニューオータニガーデンコート
二、対象事業の名称 (仮称)白石越河風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大三万八千四百キロワット
三、対象事業実施区域 宮城県白石市
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 宮城県白石市
宮城県庁環境生活部環境対策課
白石市役所市民経済部市民生活課
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
五、縦覧の場所・時間 宮城県白石市
宮城県庁環境生活部環境対策課
白石市役所市民経済部市民生活課
電子縦覧 <https://www.ar-windenergy.com/>
期間 令和三年六月二十四日(木)から
令和三年七月二十七日(火)まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の
見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見
(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けて
おります意見書箱にご投函くださるか、令和三年八月十日
(火)までに問い合せ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

一、白石市中央公民館(宮城県白石市寺屋敷前二五・六)
七月四日(日)午前十時より

二、越河公民館(宮城県白石市越河五賀南原二・一)
七月四日(日)午後二時より

三、大平公民館(宮城県白石市大平中目巻丁田七)
七月九日(金)午後六時より

四、斎川公民館(宮城県白石市斎川新町尻三二)
七月十日(土)午前十時より

五、小原公民館(宮城県白石市小原中北前田三二)
七月十日(土)午後二時より

八、問い合せ先 合同会社白石越河風力
〒一〇二・〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町四番一号
ニューオータニガーデンコート
電話〇三(三三三)五九六九 担当 片桐、岡部

○広報誌によるお知らせ

(広報しろいし 2021 年 6 月号)

Information Express

「(仮称) 白石越河風力発電事業 環境影響評価準備書」の 縦覧および説明会の開催について

白石市内において、合同会社白石越河風力が計画している(仮称)白石越河風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価準備書」を縦覧し、意見を収集します。

また、事業および準備書の内容についての説明会を開催します。

●縦覧場所 市役所1階 市民生活課
宮城県庁13階 環境対策課

●縦覧期間 6月24日(木)～8月10日(火)
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

●インターネットによる公表 事業者のホームページから閲覧できます。

<https://www.ar-windenergy.com/>

●意見書の受付 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱へ投函するか、問い合わせ先へ郵送してください。

※意見書は、縦覧場所に備え付けています(上記ホームページからダウンロード可能)。

●意見書の提出期限 8月10日(火)

※郵送の場合は、当日消印有効

◎合同会社白石越河風力

〒104-0045 東京都中央区築地二丁目15番19
号ミレニアム築地7階 ☎03-5148-7303

●説明会の日時・場所

場所	日時
中央公民館	7月4日(日)10:00～11:30
越河公民館	7月4日(日)14:00～15:30
大平公民館	7月9日(金)18:00～19:30
斎川公民館	7月10日(土)10:00～11:30
小原公民館	7月10日(土)14:00～15:30

●対象事業実施区域



大塚製薬株式会社との包括連携協定を締結

大塚製薬株式会社と本市は、連携協力のもと、市民の健康増進や食育の推進、熱中症予防、スポーツ振興などを促進し、健康に関する知識の普及啓発を推進するために包括連携協定を締結しました。

5月14日、市防災センターで行った締結式で、大塚製薬株式会社の迫上智博仙台支店長は「健康の維持と増進、病気の診断から治療までを担うトータルヘルスカンパニーとして得られた知見を生かして、健康増進活動に貢献できるようにしていきたい」とあいさつ。山田市長は「大塚製薬様の健康に関するノウハウを活用させていただき、本市の健康づくりの取り組みを進めていきたい」と、期待を寄せていました。



▲協定書を取り交わした迫上仙支店長(右)と山田市長

○広報誌によるお知らせ

(広報しろいし 2021 年 7 月号)

Information Express

白石市観光大使のプロレスラー遠藤哲哉選手が凱旋試合を開催！



▲山田市長と記念撮影する遠藤哲哉選手(左)



◀DDTプロレスリングは、闘いで魅せる「本流」の試合はもちろん、女子プロレスや豊かなエンターテインメント路線など、その変化に富んだ多様性で多くのファンを魅了しています。

なか、当日は遠藤選手が所属するチーム「ダムネーション」が所持している「K.O-D6人タッグ選手権」(3人対3人)のタイトルマッチが行われる予定です。

6月9日、本市出身で観光大使を務めるプロレスラー遠藤哲哉選手(DDTプロレスリング所属)が、7月18日(日)にホワイトキューブで開催される凱旋試合を前に市役所を訪れ、山田市長を表彰訪問しました。

昨年は団体トップの証しであるK.O-D無差別級王座を獲得し、2020プロレス大賞「技能賞」

を獲得するなど大活躍を遂げた遠藤選手。

今年2月のタイトルマッチで秋山準選手に敗れ、チャンピオンベルトは失ってしまいましたが、「チャンピオンとして地元に戻ってくるという夢をこれからも持ち続け、ふるさと白石市を盛り上げていきます！」と地元凱旋試合に向けて決意を述べていました。

仙南地域広域行政事務組合職員募集

■職種・受験資格

●職種・採用人数

【初級(高校卒業程度)】

行政 1人程度・消防 5人程度

●受験資格

行政 平成9年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方

消防 ①平成11年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方、②第1種普通自動車運転免許証(オートマチック車限定を除く)を取得している方または採用から6カ月以内に取得見込みの方(将来的に消防車両を運転することから、準中型以上の免許取得を推奨)、③採用され勤務地に配置された場合は、当消防本部管轄区域内に居

住できる方。

■採用試験(第一次試験)

●日時 9月19日(日)

10:00～

●会場 仙南地域広域行政事務組合総合庁舎3階会議室

●試験科目 教養試験、検査(適性検査など)、作文試験

■採用試験(第二次試験)

第1次試験合格者に個別に通知します。

●受験手続き 試験案内は、同組合総務課で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。

●受付期間 8月4日(水)まで

◎仙南地域広域行政事務組合総務課 ☎0224-52-2628

<https://www.az9.or.jp/>

ポリテクセンター宮城
公共職業訓練受講生募集

訓練受講相談・施設見学は随時受付しています。

●募集訓練科名(定員)

【多賀城実習場】電気設備技術科(10人:企業実習付きコース、ビジネススキル講習付きコース)

●訓練期間

【多賀城実習場】6カ月

9月30日(木)～令和4年4月11日(月)

●受講料 無料(テキストや作業服代は自己負担)

●募集期間 7月27日(火)から9月7日(火)までに居住地を管轄するハローワークを通して申し込みください。

●入所選考日 9月14日(火)

◎ポリテクセンター宮城 多賀城実習場 ☎022-362-2454

Shiroishi_R3.7

【お詫びと訂正】6月号の24ページの「(仮称)白石越河風力発電事業環境影響評価準備書の縦覧および説明会の開催」の問い合わせ先に誤りがありました。正しくは「〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1 ☎03-3512-5969」です。お詫びして訂正します。

○インターネットによるお知らせ

(宮城県のウェブサイト)

環境影響評価について

[お問い合わせ](#)

- 環境影響評価制度の公表状況
- 環境影響評価技術調査会の開催案内

環境影響評価について

- 環境影響評価制度の概要
- 宮城県環境影響評価制度の概要
- 環境影響評価の実施状況
- 関係法令等について

環境影響評価技術調査会

- 環境影響評価技術調査会

各種提出書類ダウンロード

- 各種提出書類ダウンロード

関係リンク集

刊行物

- 環境影響評価マニュアル
- 「みやぎの環境影響評価」パンフレット

(仮称)白石越河風力発電事業（環境影響評価準備書）

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2021年6月24日更新

環境影響評価書の公表に関するお知らせ

環境影響評価準備書

【事業等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称：合同会社白石越河風力
 代表者：代表社員 A R風力発電株式会社 取締役執行役 ジェフリー・リー
 所在地：東京都千代田区紀尾井町4-1

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称：(仮称)白石越河風力発電事業
 種類：風力発電事業（陸上）
 規模：最大38,400キロワット

【対象事業実施区域】

宮城県白石市

【概要】

1 掲載場所

宮城県庁 環境生活部 環境対策課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目9番1号 行政庁舎13階南側）
 白石市公所 市民総務部 市民生活課（宮城県白石市大手町1番1号 白石市役所1階）

2 掲載期間

令和3年6月24日（水曜日）～令和3年7月26日（月曜日）
 土・日・祝日除く。

3 掲載時間

午前8時30分から午後5時15分まで（宮城県庁、白雲市役所）

4 インターネットによる公開

事業者のホームページにおいて令和3年6月24日（水曜日）から令和3年7月26日（月曜日）までご覧いただけます。
 URL：<https://www.ar-windenergy.co.jp/>

5 意見の提出

「環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地から意見ををお持ちの方は、事業着手に際して意見書をお寄せください。

(1)意見書の記載事項

- ・事業名称
- ・氏名及び住所
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本国により意見の理由を明記してください。）

(2)意見書の提出期限

令和3年6月10日（火曜日）まで（郵送の場合は当日郵便着封）

(3)意見書の提出先

下記御で返却又は閲覧場所に設置の意見書箱への投函でご提出ください。
 住所：〒104-0045 東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート
 施設名：合同会社白石越河風力

〇インターネットによるお知らせ

(宮城県のウェブサイト)

6 説明会の開催

1. 白石市中央公民館〈宮城県白石市青葉敷町二十五の六〉

7月4日(日曜日) 午前10時から11時30分まで

2. 越河公民館〈宮城県白石市越河五賀南二のー1〉

7月4日(日曜日) 午後2時から3時30分まで

3. 太平公民館〈宮城県白石市太平中白巻丁田七〉

7月9日(金曜日) 午後6時から7時30分まで

4. 新川公民館〈宮城県白石市新川町三十一〉

7月10日(土曜日) 午前10時から11時30分まで

5. 小原公民館〈宮城県白石市小原中北前田三の二〉

7月10日(土曜日) 午後2時から3時30分まで

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては住民説明会開催の予定が変更されることがあります。最新の情報につきましては主催者のホームページを確認ください。

URL : <https://www.ac-ver.dene.gov.com/>

お問い合わせ先

住所：〒104-0045 東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオースタニガーデンコート

事業所名：合同会社白石越河風力

担当姓名：片桐 尚郎

担当者連絡先：03-3512-5969

(土・日・祝日を除く、午前8時から午後5時まで)

このページに関するお問い合わせ先

環境対策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号13階南側

環境影響評価班

Tel : 022-211-2667

Fax : 022-211-2696

[メールでのお問い合わせはこちらから](#)

宮城県公式Webサイト

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 | 法人番号0000020040002

Tel: 022-211-2111 | 県庁への行き方 | 県庁周辺駐車場

Copyright © Miyagi Prefectural Government. All Rights Reserved

○インターネットによるお知らせ

(白石市のウェブサイト)

The screenshot shows the Shirakami City Website with a navigation bar at the top. The main content area features a large green banner with the text: **(仮称)白石越河風力発電事業（環境影響評価準備書）の縦覧および説明会を開催します**. Below this, there is a section titled **環境影響評価調査の公表に関するお知らせ** (Notice regarding the publication of the environmental impact assessment survey). The notice details the project name, developer, location, and the public hearing schedule.

事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

名称：合同会社白石越河風力
 代表者：代表社員 A R 風力発電株式会社 職務執行者 ジェフリー・リー
 所在地：東京都千代田区紀尾井町4番1号

対象事業の名称、種類および規模

名称：(仮称) 白石越河風力発電事業
 種類：風力発電事業（陸上）
 規模：発電設備出力 最大38,400キロワット

対象事業が実施される区域

宮城県白石市

縦覧場所

白石市役所 1階 市民経済部市民生活課
 宮城県庁行政庁舎13階 環境生活部環境対策課

縦覧期間

令和3年6月24日（木曜日）～令和3年7月26日（月曜日）
 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

インターネットによる公表

事業者のホームページにおいて令和3年6月24日（木曜日）から令和3年7月26日（月曜日）までご覧いただけます。
 URL: <https://www.ar-windenenergy.com/>

○インターネットによるお知らせ

(白石市のウェブサイト)

◎ 意見の提出

「環境評価準備書」について、環境の保全の観点からの意見をお持ちの方は、事業着完てに書面にて意見書をお寄せください。

(1) 意見書の記載事項

- ・事業名称
- ・氏名および住所
- ・方法書についての環境の保全の観点からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載願います。）

(2) 意見書の提出期限

令和3年8月10日（火曜日）まで（当日消印有効）

(3) 意見書の提出先

下記まで郵送または縦覧場所に設置の意見書箱への投函でご提出ください。

住所：〒104-0045 東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート

事業所名：合同会社白石越河風力

◎ 説明会の開催

中央公民館 7月4日（日曜日）10時～11時30分

越河公民館 7月4日（日曜日）14時～15時30分

大平公民館 7月9日（金曜日）18時～19時30分

葦川公民館 7月10日（土曜日）10時～11時30分

小原公民館 7月10日（土曜日）14時～15時30分

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては住民説明会等の予定が変更されることがあります。最新の情報につきましては事業者のホームページをご覧ください。

◎ お問い合わせ先

合同会社白石越河風力

電話番号：03-3512-5969（担当：片桐、岡部）

時間：平日 午前8時から午後5時まで

このページに関するお問い合わせ先

市民生活課

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号 白石市役所1階 Tel：0224-22-1312・0224-22-1314 Fax：0224-22-1317

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

▶ [個人情報取り扱いについて](#) ▶ [リンク・著作権・免責事項](#) ▶ [アクセシビリティ](#)

白石市役所

開庁時間 8時30分から17時15分まで

閉庁日 土・日曜日、国民の祝日、休日、年末年始（12月29日～1月3日）

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号 [（アクセス）](#)

電話：0224-25-2111（代表） [組織別電話番号一覧](#)

Copyright (C) Shirosaki City All rights reserved.



○インターネットの利用による縦覧

(AR 風力発電株式会社のホームページ)

「(仮称) 白石越河風力発電事業」 環境影響評価準備書の公表及び縦覧について



ホーム プロジェクト 会社概要 風上風力発電 お問い合わせ

English
環境
03-3512-5969

「(仮称) 白石越河風力発電事業」 環境影響評価準備書の公表及び縦覧について

環境影響評価法の規定に基づき、「(仮称) 白石越河風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、準備書)を作成しましたので、公表します。

公開日時

2021(令和3)年6月29日 施設開業の予定に一部制りがありました。
「正誤表」「訂正表と訂正後の記載」を記載する共に、下記の公開期間で「(訂正版)」と表示しているものについては訂正後の内容に差し替えてあります。

正誤表

・当ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。
・当ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。
・ダウンロードで閲覧や印刷はできません。

- ・序文、目次
- ・第一章、事業の概要、事業の内容及び事業の目的
- ・第二章、事業の内容及び事業の目的
- ・第三章、事業の内容及び事業の目的
- ・第四章、事業の内容及び事業の目的
- ・第五章、事業の内容及び事業の目的
- ・第六章、事業の内容及び事業の目的
- ・第七章、事業の内容及び事業の目的
- ・第八章、事業の内容及び事業の目的
- ・第九章、事業の内容及び事業の目的
- ・第十章、事業の内容及び事業の目的
- ・第十一章、事業の内容及び事業の目的
- ・第十二章、事業の内容及び事業の目的
- ・第十三章、事業の内容及び事業の目的
- ・第十四章、事業の内容及び事業の目的
- ・第十五章、事業の内容及び事業の目的
- ・第十六章、事業の内容及び事業の目的
- ・第十七章、事業の内容及び事業の目的
- ・第十八章、事業の内容及び事業の目的
- ・第十九章、事業の内容及び事業の目的
- ・第二十章、事業の内容及び事業の目的
- ・第二十一章、事業の内容及び事業の目的
- ・第二十二章、事業の内容及び事業の目的
- ・第二十三章、事業の内容及び事業の目的
- ・第二十四章、事業の内容及び事業の目的
- ・第二十五章、事業の内容及び事業の目的
- ・第二十六章、事業の内容及び事業の目的
- ・第二十七章、事業の内容及び事業の目的
- ・第二十八章、事業の内容及び事業の目的
- ・第二十九章、事業の内容及び事業の目的
- ・第三十章、事業の内容及び事業の目的
- ・第三十一章、事業の内容及び事業の目的
- ・第三十二章、事業の内容及び事業の目的
- ・第三十三章、事業の内容及び事業の目的
- ・第三十四章、事業の内容及び事業の目的
- ・第三十五章、事業の内容及び事業の目的
- ・第三十六章、事業の内容及び事業の目的
- ・第三十七章、事業の内容及び事業の目的
- ・第三十八章、事業の内容及び事業の目的
- ・第三十九章、事業の内容及び事業の目的
- ・第四十章、事業の内容及び事業の目的
- ・第四十一章、事業の内容及び事業の目的
- ・第四十二章、事業の内容及び事業の目的
- ・第四十三章、事業の内容及び事業の目的
- ・第四十四章、事業の内容及び事業の目的
- ・第四十五章、事業の内容及び事業の目的
- ・第四十六章、事業の内容及び事業の目的
- ・第四十七章、事業の内容及び事業の目的
- ・第四十八章、事業の内容及び事業の目的
- ・第四十九章、事業の内容及び事業の目的
- ・第五十章、事業の内容及び事業の目的
- ・第五十一章、事業の内容及び事業の目的
- ・第五十二章、事業の内容及び事業の目的
- ・第五十三章、事業の内容及び事業の目的
- ・第五十四章、事業の内容及び事業の目的
- ・第五十五章、事業の内容及び事業の目的
- ・第五十六章、事業の内容及び事業の目的
- ・第五十七章、事業の内容及び事業の目的
- ・第五十八章、事業の内容及び事業の目的
- ・第五十九章、事業の内容及び事業の目的
- ・第六十章、事業の内容及び事業の目的
- ・第六十一章、事業の内容及び事業の目的
- ・第六十二章、事業の内容及び事業の目的
- ・第六十三章、事業の内容及び事業の目的
- ・第六十四章、事業の内容及び事業の目的
- ・第六十五章、事業の内容及び事業の目的
- ・第六十六章、事業の内容及び事業の目的
- ・第六十七章、事業の内容及び事業の目的
- ・第六十八章、事業の内容及び事業の目的
- ・第六十九章、事業の内容及び事業の目的
- ・第七十章、事業の内容及び事業の目的
- ・第七十一章、事業の内容及び事業の目的
- ・第七十二章、事業の内容及び事業の目的
- ・第七十三章、事業の内容及び事業の目的
- ・第七十四章、事業の内容及び事業の目的
- ・第七十五章、事業の内容及び事業の目的
- ・第七十六章、事業の内容及び事業の目的
- ・第七十七章、事業の内容及び事業の目的
- ・第七十八章、事業の内容及び事業の目的
- ・第七十九章、事業の内容及び事業の目的
- ・第八十章、事業の内容及び事業の目的
- ・第八十一章、事業の内容及び事業の目的
- ・第八十二章、事業の内容及び事業の目的
- ・第八十三章、事業の内容及び事業の目的
- ・第八十四章、事業の内容及び事業の目的
- ・第八十五章、事業の内容及び事業の目的
- ・第八十六章、事業の内容及び事業の目的
- ・第八十七章、事業の内容及び事業の目的
- ・第八十八章、事業の内容及び事業の目的
- ・第八十九章、事業の内容及び事業の目的
- ・第九十章、事業の内容及び事業の目的
- ・第九十一章、事業の内容及び事業の目的
- ・第九十二章、事業の内容及び事業の目的
- ・第九十三章、事業の内容及び事業の目的
- ・第九十四章、事業の内容及び事業の目的
- ・第九十五章、事業の内容及び事業の目的
- ・第九十六章、事業の内容及び事業の目的
- ・第九十七章、事業の内容及び事業の目的
- ・第九十八章、事業の内容及び事業の目的
- ・第九十九章、事業の内容及び事業の目的
- ・第一百章、事業の内容及び事業の目的

準備書の閲覧

閲覧場所

白石市役所 1 階 市民経済市民生活課
宮城県庁 1 階 環境生活部環境政策課

縦覧時間

8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

縦覧期間

【臨時期間】
2021(令和3)年6月24日(木)～2021(令和3)年7月24日(月)
【自主期間】
2021(令和3)年7月27日(火)～2021(令和3)年8月16日(火)

意見書の提出

準備書について、準備書の提出の期日からの意見をお待ちの方は、準備書に住所・氏名・意見(意見の理由を明記)をご記入の上、縦覧場所に提出していただき、縦覧期間中に提出してください。令和3年8月9日(月)までには下の縦覧先へお送りください(当日消印有効)。

意見書用紙はこちらからダウンロードしてください。

[意見書用紙](#)

住民説明会の開催を予定する場所・日時

①中央公民館 7月4日(日) 10時～11時30分
②越河公民館 7月4日(日) 14時～15時30分
③大平公民館 7月9日(金) 10時～11時30分
④新井公民館 7月10日(土) 10時～11時30分
⑤小郷公民館 7月10日(土) 14時～15時30分
※7月4日以後、「住民説明会案内」を掲載できるようにいたします。

意見書の提出先及びお問合せ先

〒102-0044
東京都千代田区肥後町4番1号 ニューオースターデンコート
合同会社白石越河風力
担当 片桐 尚樹
電話 03-3512-5969(土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

その他

新型コロナウイルス感染症の状況によっては住民説明会開催の予定を変更することがあります。その場合は本ホームページにてお知らせいたします。

This information is a general description of the AR Wind Energy. Before using any information, you should consider the appropriateness of the information for your particular situation, financial situation and needs and take advice. No information set out above constitutes advice, an investment, an invitation, a recommendation, an offer or a solicitation, or any other financial product or service. No information set out above should be used as a basis for any investment decision, or for any other financial product or service. The products and/or services mentioned on this website may not be suitable for you and may not be available in all jurisdictions. All securities and financial products or services mentioned on this website are subject to change without notice. Past performance of any product described on this site is not a reliable indicator of future performance.

©2021 by AR Wind Energy Co., Ltd. All Rights Reserved.

○お知らせ

お 知 ら せ

「(仮称) 白石越河風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について

1. 縦覧期間及び時間

法的期間：令和3年6月24日（木）から令和3年7月26日（月）まで

自主期間：令和3年7月27日（火）から令和3年8月10日（火）まで
（土、日、祝祭日及び閉庁日を除く8：30～17：15）

2. 閲覧用紙の記入

準備書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の送付

「(仮称) 白石越河風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記宛先までご郵送にてご提出ください。

○受付期間：令和3年6月24日（木）から令和3年8月10日（火）まで
（郵送の場合は8月10日消印有効）

○郵送の場合

宛先：〒104-0094 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート
合同会社白石越河風力 担当：片桐、岡部

○記載事項

①氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②準備書について、環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください）

※準備書は、事業者のホームページでも公表しています。

<https://www.ar-windenergy.com/>

※今回は、白石市役所市民経済部市民生活課に縦覧場所のご提供をお願いし、お引き受け頂きました。従いまして、ご質問等につきましては、役場職員は答えできませんのでご了承下さい。

4. お問い合わせ先

合同会社白石越河風力
〒104-0094 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート
TEL (03)-3512-5969 担当：片桐、岡部
（土・日・祝祭日を除く、9：00から17：00まで）

以 上

○ご意見記入用紙

「(仮称)白石越河風力発電事業 環境影響評価準備書」

意見記入用紙

「(仮称)白石越河風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函いただくか、下記へ郵送にてご提出ください。

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願い致します。

○意見書の送付先 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート
合同会社白石越河風力 担当：片桐、岡部

○意見書の提出期限 令和3年8月10日(火) [当日消印有効]

意見書

令和3年 月 日

[illegible]

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。